

第4期第3回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成26年11月26日(水) 15:00～17:00

2. 場 所 文化庁特別会議室(旧文部省庁舎5階)

3. 出席者 (委員)
馬淵部会長, 鈴木部会長代理, 箱守専門調査会長, 大原専門調査会長代理,
田中委員, 富田委員, 雪山委員, 白原委員, 村上委員
(事務局)
有松次長, 山下文化財部長, 早川美術学芸課長, 渡辺課長補佐,
松本美術品補償調査官

4. 議 題

- (1) 美術品補償制度の在り方について
- (2) 審査(諮問・答申)(非公開)
- (3) その他(非公開)

※議題(2), (3)は, 「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成26年4月17日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

(1) 美術品補償制度の在り方について

馬淵部会長: それでは, 議題(1), 美術品補償制度の在り方についてに進みます。展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては, 法律の施行後3年を目途として, 法律の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し, 国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から, 補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え, 必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められております。

このため, 昨年度の本部会では, 本年6月をもって法律の施行後3年が経過するのを前に, 制度に関わる問題点や課題を抽出するため, 4回にわたり関係機関や有識者からヒアリングを実施し, 主な意見をまとめたところでございます。本部会としましては, ヒアリングにおける主な意見や制度の運用状況等を踏まえ, 今年度中を目途に, 美術品補償制度の在り方に関する報告書を取りまとめたいと考えております。

このたび, 事務局において, 制度の運用実績など様々なデータを整理し, ヒアリングでの意見も踏まえて報告書の骨子(案)を作成していただきましたので, その説明をお願いいたします。

渡辺補佐: それでは, 資料2から資料4を御覧いただきたいと思います。先ほど部会長

から御説明のございましたように、昨年度にこの部会におきまして関係機関等からのヒアリングを行っていただいたところですが、ヒアリングで頂いた主な御意見につきましては、資料2のとおりまとめております。こちらは、既に今年の2月の美術品補償制度部会においてお配りしたものと同じでございますけれども、これまでの御意見を御覧いただくという意味で、改めてお配りしております。

次に、資料3を御覧いただきたいと思っております。事務局におきまして、制度発足以来、これまで3年間の制度の運用実績などについて、データを整理したものでございます。まず、制度の運用実績に関するデータを御紹介いたします。

1ページから3ページにかけては、これまでに制度を適用した展覧会の一覧を掲載しております。11月1日現在で、3年間で16件の展覧会に美術品補償制度を適用しております。こちらが全部の一覧でございます。

続きまして、4ページから5ページにかけてですが、こちらは制度を適用した展覧会を開催した美術館・博物館の一覧を掲載しております。施設単位で見ますと、これまでに22館の美術館・博物館が制度の適用を受けておまして、延べで申し上げますと34回の展覧会を開催しております。この34回といいますのは、巡回展を会場ごとに1回というふうに数えた数字でございます。

続きまして、6ページと7ページですが、今御説明いたしました展覧会及び開催館の一覧を地域別、国公立別に分かりやすくお示したものでございます。まず、6ページの方ですが、展覧会の開催回数、ただいま申し上げた延べ34回というものを地域別、国公立別にお示したものでございます。左のグラフですが、地域別に見ますと東京都での開催が14回、41%と最も多くなっております。また、右側のグラフですが、国公立別に見ますと、国立館と公立館での開催がほぼ同数となっております。

続きまして、7ページでございますけれども、こちらは22館の開催館の地域別、国公立別分布をお示したものでございます。こちら、左のグラフですが、地域別に見ますと東京都が5館と最も多くなっております。一方、国公立別で見ますと公立館が15館と最も多くなっております。

続きまして、次の8ページでございますけれども、こちらは制度を適用した展覧会における保険料の軽減状況の概要をお示しております。なお、保険料につきましては展覧会の内容ですとか規模、保険会社の方針などによって様々に異なりますので、展覧会によって非常にばらつきがございますけれども、概略の数字としては、大体500億円以上の展覧会では、平均すれば5割程度の保険料は軽減されているという実績がございます。

続きまして、9ページでございます。こちらは、制度の活用により行われた国民的利益の還元に関する取組のうち、入場料の無料化や軽減の状況をお示したものでございます。こちらでは、通常、中学生以下を無料としているものは除いておりますけれども、制度の活用により行われた取組として、高校生の入場料の無料化や無料日の拡充、減額の取組が全部で17の展覧会で行われて

おります。

続きまして、ここからは制度を取り巻く状況に関するデータでございます。まず10ページですけれども、海外から美術品を借り受けて行う展覧会の数につきまして、文化庁で行った調査結果でございます。平成26年度、27年度については実施予定を含むデータでございますので、若干、実績とは変更があり得ますけれども、傾向としては50億円以上の展覧会及び10億円未満の展覧会に集中しているということが見て取れるデータになっております。

続きまして、11ページでございますけれども、こちらは50億円以上の展覧会における美術品補償制度の活用状況をお示ししたものでございます。前のページと数字が異なっておりますが、前のページでは巡回展を会場ごとに1回というふうに数える、また、複数の主催者から成る場合には重複して計上している場合がある一方で、こちらの11ページのデータではそういった重複を排除しまして、巡回展も1件というふうに数えております。こちらを御覧いただきますと、必ずしも50億円以上の展覧会全てが制度を活用している状況にないということになるかと思っております。

続きまして、12ページから15ページまでですけれども、こちらについては海外から美術品を借り受けて行う展覧会のうち、作品の総評価額が1億円以上50億円未満の展覧会的主催者に対して文化庁が行ったアンケート調査結果をまとめたものでございます。

まず、12ページですけれども、今の美術品補償制度を利用したいと思っただことがあるかという問いに対しては、思っただことがある者と思っただがない者というのがほぼ同数です。右側ですけれども、利用したいと思わない主な理由としては、そもそも50億円を超える展覧会を開催したことがないとか、50億円規模の展覧会を開催するだけの予算がないということ、また、そもそもノウハウがない、制度の内容や手続がよく分からないといったような理由も挙げられております。

続きまして、13ページですけれども、こちらでは50億円が仮に引き下げられた場合に制度を利用したいと思うかどうかという問いに対しては、69%が思うと回答した一方で、思わないと回答した者が31%おりました。思うというふうに回答した者の中では、10億円まで引き下げられれば制度を利用したいと思うということでしたけれども、その理由としては、その額まで引き下げられれば保険料の負担額が軽減されると思うからということでございます。

次に、14ページですけれども、50億円を引き下げても制度を利用したいと思わないと回答した館も3割程度いたということなんですけれども、利用したいと思うことの条件としては、制度を活用できる事務体制が整っていれば利用したい、また、国際展のノウハウを持つ学芸員がいれば利用したいということが回答として挙げられたところでございます。

続きまして、15ページでございますけれども、海外から美術品を借り受けて行う展覧会、国際展と呼ぶことといたしますが、国際展の開催に当たって何

が一番課題となっているかと聞いたところ、やはり国際展を開催するだけの予算の確保というのが最も大きな課題であるというデータでございます。

なお、今回、調査対象とした館が主催する50億円未満の展覧会の予算に占める保険料の割合の一例を回答していただいたところ、大体多くのところは予算に占める保険料の割合が1割以下だというデータもございました。

次に、16ページ及び17ページですけれども、海外美術館等への制度の適用状況をお示ししたものでございます。16ページには制度が適用できた美術館等、16か国・地域、61館をお示ししております。また、17ページの方では、制度が適用できなかった美術館等として6か国、25館というのをお示ししております。

なお、この制度が適用できなかった美術館等の中で、アメリカのボストン美術館については、去る9月に、文化庁や日本側関係者と意見交換会を行ったところでございます。その際、ボストン美術館側からは、自分たちが今使っている保険を維持したいという主張がございまして、その理由が3つございました。1つが、裁判権が自国にあるということ。それから、すぐれた保険実績があるということ、3つ目に、自分たちが契約当事者になっているということがまず挙げられたところです。また、このほかに、契約の解除や減額に関してやや不安があるなどの意見もございました。

こういったボストン美術館の主張でありますとか、これまでに私どもで把握しているその他の館からの意見というのを総合いたしますと、制度が適用できなかった主な理由としては、17ページに記載しております5点ぐらいが挙げられると考えております。通常自館で使用している民間保険会社等を使用したい。それから、裁判の管轄地が日本にある。それから、所有者自身が補償契約の契約当事者となっていない。それから、補償契約の解除や補償金額の減額が任意に行われることが不安である。それから、主催者側の行動が原因で契約の解除や金額の減額が行われるということが納得できないということでございます。

最後の18ページにつきましては、補償制度を適用する際の保険料軽減のイメージとして視覚的にお示ししたものでございます。一般的には、補償制度の対象となる美術品の総評価額に占める自己負担額の割合が少ないほど保険料の軽減効果が大きくなるということでございます。

以上がデータの説明になりますけれども、ただいま御説明いたしましたこれまでの制度の運用実績や周辺状況に関するデータ、それから、資料2でお配りしておりますヒアリングにおける主な御意見なども踏まえまして、先ほど部会長からも御説明していただきましたように、これまでの3年間の運用を検証するとともに、今後の対応方策を示すものとして、部会の報告の骨子(案)というものを作成しております。資料4を御覧いただきたいと思っております。

構成としまして、まず、「はじめに」の部分に続きまして、2のところでは美術品補償制度の運用状況として、ただいま御説明したようなデータを盛り込んでどうかと考えております。例えば、制度の運用実績としては3年で16

件の適用件数であるとか、34回の展覧会の地域別内訳としては東京都が14回、愛知県5回といったようなこと。それから、34回の展覧会の開催館における国公立別の内訳として、国立館17回、公立館16回といったようなこと。それから、50億円を超える展覧会のうちで、所有者の意向や申請手続の負担を考慮した結果、美術品補償制度の適用を申請しないケースも存在するといったようなことを盛り込んではどうかと考えております。

それから、保険料の軽減につきましては、例えば補償対象美術品の総評価額が500億円を超えるような大規模展覧会では、おおむね5割程度保険料が軽減される傾向にあるということ。

それから、海外美術館等への制度の適用状況として、制度が適用できたところが16か国・地域の61館、できなかったところが6か国の25館といったようなことを盛り込んではどうかと考えております。

次に、3では、美術品補償制度の創設による効果及び課題として、これまでヒアリングで頂いた御意見なども踏まえて記載したものでございます。

まず、(1)では創設による効果ということで、これまで開催ができなかった展覧会の実現ですとか、展覧会の展示作品の質・量の充実が図られたということ。それから、これまで交流の少なかった国と交流するきっかけとなった。それから、入場料の軽減、また、教育普及活動の充実が図られたこと。それから、制度適用への申請を通じて、美術館における安全意識の向上が図られたということ。

一方で、(2)として、美術品補償制度に係る課題ということで挙げさせていただきましても、1つは制度発足から3年で16件という適用件数は、当初想定していた年間10件程度と比べて、必ずしも本制度が十分に活用されていると評価することが困難ではないか。それから、制度を適用した展覧会が大都市圏、特に東京で開催する展覧会に集中していること。

裏をおめぐりいただきまして、申請手続が煩雑であり、提出時期や方法が柔軟さに欠けるということ。それから、海外美術館等が制度の適用を受け入れない場合があり、十分に制度が浸透していない状況にあるということ。また、実際に損害が発生した際の制度の運用指針が整備されていないといったようなことが挙げられるかと考えております。

こういったデータですとか、ただいま申し上げた課題を踏まえまして、4のとおり、今後の対応方策の案というものをお示しさせていただきました。

まず、(1)番の美術品補償制度に係る課題への対応方策ということの1番でございます。補償範囲についてですけれども、こちらはいわゆる50億円の自己負担額をどうするかということでございますが、ヒアリングでは50億円を引き下げてほしいというような御意見も頂いていたところでございます。ただ、一方で、先ほど申し上げましたように運用実績としては3年で16件の適用件数でございまして、必ずしも本制度が十分に活用されているというふうに評価することが困難な現状がございます。

また、先ほど課題というところで挙げましたように、申請手続の煩雑さであ

りますとか、海外の美術館等に日本の制度がまだ余り浸透していないといったような課題もあるところがございます。このため、まずは、当面は現行の補償範囲を維持した上で、現行の補償範囲の中で先ほどの課題を解決すべく、本制度がより一層活用されるような取組を進めるということにしてはどうかと考えております。

その具体的な取組の方向性については、現在挙がっている課題に対応するものとして、次の2から5まで及び(2)番にお示ししております。まず、2番の申請手続でございますけれども、申請書類の簡略化、例えば2回目以降の申請において施設に関する書類の提出を一定期間免除するといった方法、また、提出方法の効率化を図るということにしてはどうかと考えております。

また、海外への広報につきましては、海外美術館等における制度に対する反応を調査分析し、説明資料ですとか補償契約の約款などについて見直しを図りながら、海外美術館等への広報を積極的に行うということを考えてはどうかと思っております。

それから、4番ですけれども、こちらは損害が実際に発生した際の制度の運用指針を速やかに策定するということ。それから、5番は制度の運用上の工夫ということで書かせていただきましたけれども、中にはまだ制度が十分に浸透していないとか、手続がよく分からないというような御意見もございますので、本制度の適用の申請を美術館等が円滑に行うことができるように、説明会の実施などにより美術館等における申請手続を支援することとしてはどうかと考えております。

それから、制度ではなく別の対応方策ということになりますが、美術館・博物館等が行う特色ある活動に対して、引き続き支援の充実に努めるということとしてはどうかと考えております。

最後に、5としまして、引き続き検討すべき事項等として2点記載しております。まず1点目でございますけれども、補償範囲につきましては、ただいま申し上げた取組を行いながら、方向性としてはこれで見直し作業が終わるわけではなく、引き続き50億円の引下げを目指して制度の運用状況や社会経済情勢に係る調査分析等を踏まえた検討を行うこととしてはどうかと考えております。

また、2点目としては、展覧会の主催者においても、制度の適用を前提として巡回展を積極的に導入するなどの国民の鑑賞機会の拡大に資するような展覧会を開催することが期待されるとしてはどうかと考えております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

馬淵部会長：どうもありがとうございました。今の御説明の内容に関して、御質問、御意見等ありましたら、どうぞ御自由にいろいろ発言ください。この骨子は、今までのデータから導かれた結論に見えますが、まだほかのアイデアとか、もっとこうしたらいいのではないかというような御意見を是非伺いたいと思います。

富田委員： 補償範囲の50億円を当面維持していくという理由がちょっとよく理解できなかったもので、もう1回御説明いただけますでしょうか。

渡辺補佐： まずは、当初は年間10件ぐらいの適用件数を我々も見込んでいたもので、実際に国会等でもそのように答弁されているところなのですが、ただ、やはりふたを開けてみますと3年で16件ということで、当初の見込みから比べれば余り使われていないという実績があるわけです。使われていないという中で、では、すぐに引下げをするのかということ、それは少し飛躍があるのではないかと思っております。一方で、申請手続が大変であるとか、海外の美術館になかなか受け入れられていないという現状が存在しているわけですので、一足飛びでその50億円の引下げをするよりも、まずは今ある課題を解決することで、より一層活用されていくようにしてはどうかと考えた次第でございます。

富田委員： ただ、なかなか適用申請が少ないということの理由の1つに、軽減効果が余りないという理由もあったと思うんです。ということは、申請件数が少ないということと50億円という枠はちょっとリンクしている問題ではないかと私は思っているのですが、いきなり例えば1億円に下げるということは無理にしても、何か一定の配慮があってもいいのではないかと気がしております。

馬淵部会長： 文化庁側の感触としては、これを今財務省に持っていっても余り説得できないという予想をお立てになっただけならいいんじゃないかなという感じなんですか。

早川課長： まず、今回議論のスタートとなった法律の附則の2項に、検討するに当たっての考慮事項として2つ挙げられております。1つは法律の施行の状況ともう1つが社会経済情勢の変化、この2つを勘案して検討するとなっております。

前者の法律の施行状況が今、渡辺の方から申しあげましたとおり、当初の予想からすると、実際、ふたを開けてみれば必ずしも十分に活用されているという評価が難しいということ。それから、後者の社会経済情勢の変化、これは余り予算の話というのは申しあげたくないんですけども、いろいろと震災とか東京オリンピック・パラリンピックとか、今も消費税を上げる、上げないということで解散選挙と言われております。こういう財政的に大変厳しい状況にございます。本制度は直接予算を付与するというスキームではありませんけれども、50億円の引下げには、それなりの大義名分が必要であろうと考えました。

その上で、現在の50億円というものがどういう要素で50億円という設定になったかということ、3つのポイントがあると考えております。1つが、今、皆様方から御要望を頂いております。できるだけ全国の多くの美術館・博物館でこの制度が適用されて展覧会が開催される。そのためには、できるだけこのラインを下げる、下げたいという要請がございます。他方で、2つ目のポイントといたしましては、立法当初もこういう説明がなされておりましたけれども、

民間保険会社の業を圧迫しないようにという点が1つ。それから、もう1つが、これも財政の論議になって大変恐縮ですけれども、財政規律を確保する。特に、今回のスキームは補償料を頂くことなく、まさかのときに全面的に国の税金でお支払いするというスキームになっております。ですので、この3つの絶妙なバランスの中で、高からず、低からずということで、上と下から押さえ込む形で今の50億円というものが出来上がっている。

仮にこの50億円を引き下げるとなると、この3つのバランスが若干崩れてまいります。つまり、1の要請を前面に出すと、民業圧迫の回避のところ、それから、財政規律の確保というところが弱まってまいります。そうすると、恐らくバランスをとるためには、50億円を引き下げるのであれば、例えば補償料を取れとか、審査をもっと厳格に行うべしとかいう議論になり、単に50億円を上げ下げするだけの問題ではなくて、そもそものこの制度の器自体をもう少し抜本的に変えろという議論にまで及んでくる。それともう1つは、この50億円を下げて、小さな展覧会をやるところにとっては、保険料の低減効果が低い。逆に言うと、大きな展覧会をやるところはより大きな低減効果を享受することになる。小さな、あるいは中小規模のところからいたしますと、この制度を適用したにもかかわらず、やはり余り効果がなかったということになります。そうすると元に戻って、まずはもっと使いやすいように、あるいは、制度を抜本的に直した方がいいんじゃないかという議論になると考えてます。

したがって、もちろん最後のページにあるとおり、私どもも事務当局としてはこの引下げを目指したいと、その基本的な認識は共有した上で、まずは当面、この制度が活用されるべく汗をかくという方向でまとめてはいかがでしょうかと御提案させていただいたということでございます。

箱守委員： 今の御説明の中で、民業圧迫のお話が出たのですが、むしろ民業圧迫というよりは、民間保険が今まで何百億円という額が集積する展覧会のリスクを引き受けるのは会社にとって極めて危険な経営として、相当トップ判断をしなければいけないような難しいリスクであったわけですが、地震リスクについては1億円以上、951億円までをカバーするような国の補償ができたので、そういう意味では背負っていた荷物がものすごく軽くなり、超グッドリスクになっているので、民業を援助しているという形になっているわけです。

ですから、そういう観点からすると、作るときは確かに民間保険会社に配慮するという問題はあるかもしれませんが、この際、見直しの部分で言えば、それほど配慮する必要はないのではいか。制度としてきちんと機能することをまず第一に考えるべきではないかと私は考えます。

早川課長： 今の民業圧迫の点は、立法当初、そういう話も出ていたので、それがクリアできれば、事務局としては大変有り難い。ところが、先ほどの3つ目に財政規律の確保の要請もあります。また、恐らく命が関わらない国家補償制度で、補償料を取らずして国家が賠償するという制度は、これが初めてだと考えていま

す。原子力損害賠償とかタンカーの災害の関係とかあるんですけども、補償料を取らないこの制度の存在自体が財政的にはかなり無理をして、そこを調整して存在しているというふうに認識しております。ですから、制度の存在自体が大変貴重なものでありますので、現行の制度自体がまずきちりと活用されるような形にした上で、更に50億円の引下げを目指すという方向の方が、世の中に対しての説明としましても合理的というか、スムーズに行くのではないかと考えております。

箱守委員： ただ、過去の経緯、いろいろな議論を聞いていると、やはり50億円のバーがあって、それに対して民間保険が出してくる保険料が半分程度軽減されればいいという感じで、要するに軽減率が少な過ぎる。展覧会直前の極めて忙しいときに、この申請のために人を1人割かなければいけないという状況があるがために、一度申請したところはその程度の軽減率ならやめようかというような感覚もあると聞いています。やはりそういうところを考えると、もっと保険料の引下げ効果がないといけないわけで、そのためには50億円を引き下げないと、それを幾らにすればいいかというのはちょっと分かりませんが、そこが一番のネックではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

雪山委員： 設置主体のいかに関わらず、あるいは、少しでも多くの美術館・博物館が恩恵を受けられるようにする、これが原則だと思います。ですから、建前上はその50億円というのは何とかして下げる、これは恐らく原則だと思います。

ただ、その場合の軽減率の問題、これが一番頭が痛い。この保険料率が、みんなが納得できるようなリーズナブルなものであればいいんですけども、日本も、外国の保険会社も、この軽減率がてんでんばらばらで、それが何かある種の不信感を起こしているのではないかと。私は、そのルールというのが、何度聞いてもよく分からないんですけども、いかがですか、箱守委員、プロとして。

箱守委員： 50億円の考え方で、50億円の作品を引き受けるということではなくて、全体で700億円あるものを引き受けて50億円だけ払うという場合に、50億円の輸送が何度もあると、その分の方がリスクが濃いといいますか、事故があれば払う確率が高いので、そういう意味ではある程度、6割、7割もらわないと合わないということからそういう発想が出てきているというように思っていますけれども、要は50億円を超えたらそれ以降は1円でも国が払うという話なので、その辺りを保険業界にもっと理解してもらわなければならない。

ですから、軽減率が幾らになるのかを余り聞かない方がいいのではないかと。要するに、国家補償がなかったら保険料が幾らか、適用した場合保険料が幾らかを申請しなければならない形になっていますけれども、50億円の国家補償の契約に適用したら保険料が幾らかという聞き方にして、幾ら保険料を軽減できるかというのは聞かない方が逆にいい。聞くと、全体の評価額を保険会社に

言わざるを得なくなり、このくらいを取らないと合わないという保険会社側の理屈、6割くらい取りたいというような部分に反映していつてしまうので、聞かない形が一番すっきりする。

雪山委員： ですけども、いずれにせよ、50億円を下げる、仮に1億円に下げるにせよ、1億円になった場合の保険料率がどのくらいかということが分からない。要するにシミュレーションをして、財務省に対して10億円まで下げる、あるいは1億円まで下げたら、実際にこれだけのメリットがあると数字で示さなければならぬわけですね。よく分からないけど軽減率がこんなにばらつきがある、80%も軽減してくれるところもあれば、20%しか軽減してくれない会社もある。これでは、確かにシミュレーションができない。なぜそんなばらつきが起こるのか、そこなんです。これがリーズナブル、誰でも納得できる数字が出てくればいいんです。

渡辺補佐： 恐らく展覧会の内容とか、出品されている作品のリスクがどれほどあるかといったことによつて、設定される料率というのはそれぞれ違ってくるんだと思います。もちろん保険会社によりけりですので、一概に比較ができないところもありますけれども、例えば、事務局の方でも幾つかの保険会社に聞いて試算をしてみたところ、一番軽減率が高かったところということで申し上げますと、例えば10億円まで引き下げたとした場合に、全体の評価額が30億円の展覧会をやろうとしても、実際の軽減率というのは大体100万円前後でございます。

ですから、先ほど資料3の18ページでもお示ししましたけれども、例えば10億円まで仮に引き下げたとしても、それに近い額の展覧会、20億円とか30億円あたりの展覧会はそれほど保険料の低減は見込まれないと思います。逆に、今、制度を適用しているような大規模な展覧会は今よりも一層保険料の軽減効果が高くなりますので、そういった状況はあるかと思つています。

村上委員： 昨年、ヒアリングの席で、私は全国美術館会議の立場で要望を出しましたけれども、そのときに今の50億円の自己負担額を地震・テロと同様に1億円まで下げてほしいと、それを全国美術館会議の要望として申し上げます。

それで、今回、本来は補償範囲の見直しというのが法律で定められた最大のテーマであったわけですけども、現在の自己負担額、つまり補償範囲の一番重要な部分である自己負担額の50億円については、今回は見送り、引き続き目指すということですが、やはりこれは美術館の立場からすれば、この引下げが行われない限り適用される展覧会ができるような美術館というのは限られたままであるので、やはり見直しがされないというのは美術館の立場としては非常に残念です。

ただ、ここで引き続き目指すと書いていらっしゃるんですが、その見直しについてせめてお伺いしたいです。つまり、この4番の今後の対応のところ、当

面、補償範囲は維持して2から5の措置を取って、より一層活用されるように努めるとありますが、この2から5の措置によって、適用件数が増えれば50億円を見直すということなのか、あるいは、2から5の措置を取っても適用件数は増えないということで50億円を見直すのか、その辺りはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

早川課長： それは現時点で具体的に、定量的に、何年とかどういう状況でというのはなかなか申し上げにくい、我々としてはそれを目指していくとしか申し上げられないです。先ほど来何度も出ております全国津々浦々の様々な美術館で展覧会を開催できるようにということですが、ものの考え方として、我々もその問題意識を共有しております。ただ、例えば、そもそもこの法律では、対象となる施設を国立の美術館・博物館、それと登録博物館と博物館相当施設に限定しています。つまり、類似施設というのがかなりの数ある中で、そこで線を引っ張っています。なおかつ、スキームとしても自己負担額を設定している。これはどういうことか。

本制度創設のそもそもの出発点は、海外のおよそこれまで手が届かなかった立派な美術品を何とかして日本に持ってきて、借用して、1人でも多くの国民の方々に鑑賞していただくというものでした。逆に言うと、全国津々浦々の、例えば、地方にある小さな館が展覧会をやるに際して、そこに評価額の大変大きなものを持ってくるというようなことは、少なくとも法律のたて付けからは、読み取れないと認識しております。ただ、国会でいろいろと御議論いただいて、修正協議をし、まさに政治判断で追加修正を頂きましたので、それと本来の制度のたて付けとをどう折り合いを付けていくかというところがポイントです。先ほどの繰り返しになりますけれども、引き下げということは、それに対してバランスをとるために財政的な手当なり何なり、それを補完するためのプラスアルファが必要だと考えております。そのためにはどういう仕掛けが必要なのかということも含めて議論していかないといけない。

更に言うと、単に引き下げればいいのかというと、引き下げても小さな規模の展覧会では保険料の低減効果は少なくなります。すなわちメリットが少ない。そうすると、この議論は、突き詰めていくと、全国津々浦々の美術館の運営なり美術館制度というものをどう支援していくのかということになっていくのではないかと。私は先週、日博協の全国博物館大会にパネリストとして出席させていただきました。全国美術館会議の方のお話も伺いました。今、資料購入費もゼロのところがあったり、指定管理者制度で大変厳しいというお話もあった。大変厳しい状況だと改めて認識して帰ってきたところなんです。そういう中で考えると、今の議論は、この美術品補償制度の中で議論すべきなのか、はたまた、博物館法はどうあるべきかと、美術館の運営支援はどうあるべきかと、そういうところで真正面から議論すべきなのかということも一つの論点としてあらと考えています。

現行の美術品補償法という枠組みの中では、相当な力のある館が大規模な展

覧会をやるということを前提にして制度が出来上がっていますので、世の中に説明していく上で引き下げるだけのプラスアルファの明確な理由付けが必要です。もちろん引き下げるべしという御意見は私どもも共有しておりますけれども、そこをきちんと考えておかないと、ある意味丸腰で世の中に向かって引き下げろ、引き下げろと主張するだけになってしまうんじゃないかということを懸念しております。そのためにも、まずはこの制度がこんなに業界で受け入れられて、こんなに活用されている。については、次のステップとして50億円を引き下げに行く。その際には、当然、全体のスキーム、制度設計もどうあるべきかというのを併せて、この委員会で御議論していただければ、大変有り難いと考えております。

村上委員： 今年の全国美術館会議の総会で、前美術学芸課長にも国家補償制度の見直しについて御説明いただいて、そのときに美術館側からも、まずはこの50億円の引下げというのを検討してほしいと、それは会場からの意見として要望が出たところなんです。それに対して、早川課長のお話ですと、やはり引下げを見送る理由がよく分からない。説明されても、ちょっとこれは我々としては理解しにくいです。

要するに今おっしゃった話だと、もう50億円を引き下げるといのはほぼ半永久的に困難であるというように聞こえました。それに対して、引き続き目指すと書いていらっしゃるわけで、そのための方策としてどういう見通しを持っていらっしゃるのか、やはりその説明を伺いたいということなんです。それがあって、美術館側も納得できるんだと思うんですけども。

つまり、例えば50億円を10億円に下げてもそれほど効果がないとおっしゃるけれども、1億円まで下げれば効果が出るだろう、もちろん見積りを取らなければ分かりませんが、効果は出るだろうと思われそうですよ。それに、このアンケートの中でも10億円程度まで下がれば申請してみたいという美術館はかなり多い。しかも、当然それが1億円まで下がればもっと増える。そういう声に対して、今、引下げができない理由は、やはりもう少し明確な説明を頂きたい。

早川課長： 端的に言うと、下げれば下げるほど国家財政支出の可能性が高くなる、リスクが高まる。

村上委員： ええ。

早川課長： これは補償料を取らずしての万一の際の国家財政支出のスキームですので、下げれば下げるほどその危険性が高まる。ということは、例えば補償料をある程度取るなり、何なりと、プラスアルファの制度設計が必要になるのではないかと考えます。

村上委員：そこは外国の例などを参考にして考えられればいいことで、例えばアメリカにしても、自己負担額ははるかに低いですが、それでも主催者からお金を取るということはしていないはずで。

イギリスの場合には、自己負担額というのはほとんどゼロに近い。ただし、事故も発生しているので、やはりゼロではまずい。それは外国のいろいろな制度の例を見れば、大体こういう形が妥当であると。それは万が一のための保険ですから、当然リスクがあるわけです。あるけれども、そのリスクを負ってでも国が展覧会が開催できるように支援すると、実際に事故が発生しない限りお金は出さなくていいわけなので、そのリスクがゼロになるように、事故を起こさないように我々は厳しく審査しているわけですから、それに対して今の御説明ではちょっと納得の行く回答とは言いがたいところです。

山下文化財部長：誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、文化庁として何か方針を変えたとかいうことがまずあるわけではございませんで、基本的にこの部会ですべて御議論いただいてきたことについて、私どもとしてきちんとそれを集約して、それを報告書にまとめなければならないということが1つある。

これは事務局の仕事としてございますので、基本的にはどうすべきかというのはこの場で御議論いただくべきことで、今、早川課長が申し上げたのは、仮に我々が財務省に、これは予算総則の改定という形を伴いますので、概算要求に準じるような交渉をしていかなければなりません。そのときに、いろいろな議論をしなくてはならなくなるだろうと。そのところの理論を組み上げるための材料が現時点では必ずしも十分整い切れていないというふうな、私どもとしては残念ながら今の時点で、例えばこの予算編成の中で、来年に延びましたけれども、来年度予算を編成する過程の中でそれを入れていくということについては、ちょっと断念せざるを得ないかなということを私どもとして考えているということを申し上げているだけでございます。

未来永ごうやめたとか、方針を変えたということではないんですけれども、ただ、じゃあ、今後どういう条件が整えばそこに踏み出していくのかということについては、申し訳ございません、我々自身も十分整理できていないところがありまして、今日いろいろ御意見を頂いた上で、また最終的に報告書にどう書かせていただくかというところは改めて御相談をさせていただくということで、御意見があれば是非頂いておきたいと思っております。

鈴木部会長代理：私も数字のことは余り詳しくないので申し上げられないんですけれども、確かに利益を享受する方の美術館・博物館の立場からしますと、下げた方がいいだろうというのは一般的には感じるんでしょう。私も感覚的にはそう思います。この立法のときの議論、私もよく分かりませんが、少なくとも結果として50億円設定したときに、皆さん、当時の関係者はもろ手を挙げて賛成して、拍手を送ったわけですね。だから、それがなぜ今こういう1億円とかいう数字が出てくるのかひとつよく分からないのと、それから、法令改正

が伴うわけです。そのときに説明が必要なわけですが、50億円だから数が増えないという理屈が果たして通るか。ヒアリングでいろいろ聞いておりますけれども、その中では50億円の問題だけではなく、ここに書いているようないろいろな対応策、事務の簡素化とかいろいろなものがありまして、それを、今できることをまずやらないと、財務省に説明がつかないだろうと思うんです。

だから、今すぐに50億円下げろという議論をするよりも、私はいつも現実対応が好きなんですけれども、まず今できることをやらないと説明もつかないということだと思えます。だから、それを抜きにして、ただ50億円を下げろというのはちょっと無理があるのかなと、現実対応として思いますよね。

村上委員： 鈴木委員の今おっしゃった、法律を作るときに50億円を設定したというのは、要求する方も、やはりまずはそういう形でともかく法律を作って、あとはアメリカの制度がそうであったように、時間をかけて拡大していくと、制度を育てていくと。いずれ50億円も下げて、より多くの展覧会に適用できるようにすると。法律を作ったときに、最初から何もかもではなくて、徐々に拡大して使いやすいようにするという経緯がありました。

鈴木部会長代理：私は別に下げてはいけないと言っているわけではなく、将来的には、当然、文化庁がおっしゃるようにそういう方向で検討しなくてはならないんじゃないでしょうか、今やるべきことはまだ幾つかあるわけですよね。それを抜きにして、それだけ言っても無理だろうという話なんです。

村上委員： ええ。ですので、今、経緯としてはそういうことがあって、それでわざわざ法律の中にも3年をめどに見直すということも書かれていたわけですね。そういうことが法律に盛り込まれるのは極めて珍しいとそのときは聞きましたので、それはやはりこの50億円というのは絶対的なものではなくて、いずれ見直しがなされるというある種の足掛かりであるというふうに受け止めていたわけですね。

もちろん、ほかにやることがあるとおっしゃるのはそのとおりですが、そこでいつまでも主張していても仕方がないと思っていますけれども、一方で、ただ、見通しがなく、要はどういう戦略で50億円を今後下げようとするのか、あるいは、それは今のところないということなのか、その辺のところはもう少し伺いたかったということです。

鈴木部会長代理：ここでやはり戦略を議論しないといけないので、文化庁だけに任せるわけにいかないと思いますよね。だから、当然、施行後3年をめどにという法律の附則は別に触れないわけですよね。

早川課長： はい。

鈴木部会長代理：改正ではないですから。

早川課長： はい。ただ、ここで御議論いただいて、今後の見通しということで、3年をめどに検討するとか、改めて報告書の中でそういった記述を入れていただくということも考えられます。飽くまでもここで御議論いただいて、それを踏まえて私どもは、やらせていただくということです。

鈴木部会長代理：財政当局から3年をめどに何かやったかと聞かれることはあるんですか。

早川課長： 特にこちらが何か財政出動につながるようなことを言わなければ、ないと思います。何度も申し上げますが、前提としては、私どもも引下げに向けて努力をしていく。そこは大前提です。大前提はそれに向けてやりたい、やると。担当課長としては、やりたいと思っています。ただ、それに向かって闘うためにいろいろな材料、条件、環境を整える必要がある。今の制度の活用実績はどうかのと言われたときにポカンとならないように、まずは今こういうふうに改善していますということをやrittつ目指すというのが、鈴木委員がおっしゃったように現実的だということで提案をさせていただきました。

鈴木部会長代理：だから、認識は共有しているということ。

早川課長： はい、当然です。

鈴木部会長代理：ちょっと強調した方がいいと思うんです。

早川課長： 資料の最後のページにございますように、引下げを目指して汗をかくということ事務局から提案しております。そこは誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

馬淵部会長：どうぞ、白原委員。

白原委員： 今、引下げを目指すという力強い言葉が何度もこの会議の中で聞かれたのですが、下げるだけではない話で、下げる意味や目的が何なのかということ議論することが私は重要なのではないかと思います。頂いた資料が示すように、展覧会の作品の総評価額は、50億円以上、300億円、400億円という大きな金額と、10億円以下という両極に分かれています。この10億円以下というのは、海外から一括してコレクションを運ぶような大型展ではなく、1点でも2点でも意味のあるものを運びたいというような、私立美術館レベルでできる展覧会ということになるわけです。つまり引き下げること、支援の在り

方というものが変わってくるということを考えなければいけないと思います。

また、引き下げるとは、審査する体制にも関わってくると思います。先ほど早川課長のお話にもありましたように、今のところ、安心して開催することができるレベルの組織を支援するというのが実情ですが、この制度のもう一つの目的として、美術館・博物館施設の改善やその体制を向上させるという大きな副産物があると思いますので、今までできなかったことをできるように美術館が一步踏み出せるようにするための、補償制度としてのパースペクティブを、具体的に持つべきではないかと思います。そうしないと、文化庁の皆様がお代わりになったり、我々が代わったりすると、何のために下げるの、という議論になってしまうのではないのでしょうか。

もう一つ申し上げたいことは、以前の会議で、各国の補償制度の状況を文化庁がお調べになった報告がありました。それによって分かることは、イギリス、フランス、アメリカなどが、制度の対象を明確にしていることだと思います。では、美術館の制度が全く違う日本で、国も、県も、市も、区も、私立もある状況で、支援を目指すというだけでは、具体性を欠いた美辞麗句に聞こえるのではないのでしょうか。つまり、誰を対象とするのかを明らかにしないと、誰もが不満に思う制度のまま、また次の3年走ってしまいかねない気がいたします。引き下げることを目指すといったときに、私立を含めてどのようなレベルの組織へ支援する目標をたてるのか、できればそこまでお話をこの場でした方がいいのではないかと思います。

大原委員： 今、白原委員がおっしゃったこと、本当にまさにそのとおりでと思います。実際にこの3年間で16件の展覧会が採用されて、延べ34回の展覧会の中で私立の美術館というのは1館だけということですよ。そうしたら、これは非常にもったいない話で、せっかく制度ができている中で、ほかの私立の美術館もどんどんやってみたい、やってみようという意欲が出るように我々で仕掛けていかなければいけないのではないかと思います。それが本当に金額だけなのか、あるいは美術品補償制度というもののステータスをもっと上げていく、そういうこともできるのではないかと思います。

村上委員： 国立美術館の中でも、例えば西洋美術館は常に外国から借りて展覧会をやっているわけですが、その割には3年間で2件しか申請していない。というのは、やはり学芸員が自分で企画する展覧会というのは評価額が何百億にもならないケースがほとんどです。大体、うちの学芸員が自分で作る展覧会はせいぜい数十億円、やはり50億円ぐらいなんです。ですから、そういう展覧会は今の制度では対象外。

もちろん西洋美術館だけではなくて、例えば今年ですと富田委員のところでもやられたフォートリエとか、あるいはミレー、シャガール、デュフィとか、いろいろな重要な海外の展覧会がありましたが、そういうものは全部今の制度では対象外というか、申請されないんですね。やはりそういう、決して何十万人

もお客さんが入るような大展覧会ではないけれども、美術館の学芸員が一生懸命作っているような企画を応援する、そういう制度というのを本来、我々は望んでいましたので、そういう形にこの制度がなればと強く思っています。

富田委員： 私も全く今の御議論に同意します。今たまたまフォートリエというお話が出たので、事例を基に話しますと、フォートリエという画家の展覧会は、僕が日本でやる意味は非常に大きなものがあったと思います。日本初の回顧展ですし、日本の中にも大きな影響を与えた。ところが、フォートリエのような画家の場合には、やはり知名度がないということで、集客も実際のところは余りよくなかったわけですね。ということは、我々は1つの展覧会をやることによって大きな赤字を負うことになるわけです。というより、ほとんど日本の地方の公立美術館とか、私立美術館というのは、1本展覧会をやるたびに赤字を生み出しているんですね。決してもうかるわけではないわけです。ところが、16件採択になったという国家補償制度を使った展覧会というのは、ほとんどが黒字かトントンという非常にいい収支を恐らく最終的には作っていると思います。

先ほど早川課長の方からもお話がありましたけれども、国立ないしはそれに準ずるようなところで開かれる非常に大規模な展覧会はもちろん補償の対象になっているけれども、現行法上、地方で開かれた小さな展覧会が補償されるかというところとそうではないというお話もありましたが、地方の美術館や、私立の小さな美術館が海外から、白原委員もおっしゃったように1点だけでもいいものを借りてきて、それをできるだけたくさんの方に見ていただきたいという気持ちでやっているときに、例えば評価額を10億円に下げたら軽減率が下がるという例をおっしゃっていただきましたけれども、たとえ数十万であっても非常に助かるケースもあるわけです。そのように考えると、軽減率よりも、広くこの制度が使えるようになることの方が、私は日本の美術や文化の振興については大きな意味を持つと思うんです。そういうことをやはりみんなで応援していくという気持ちを持つことが重要ではないかと思うんです。

ですので、お題目だけ軽減を目指すというのではなく、もっと具体的にその政策を進めていくということは、私たち委員も含めて全員が深く自覚しておかなければいけないことかと思えます。

馬淵部会長： ただいまの議論は、最初に50億円という数字から出てきたわけですがけれども、それを下げることによる効果として、展覧会の目的自体がどう変わってくるのかというところまで議論が行ったと思うんです。そうなることによって、より規模の小さい美術館、あるいは美術展に手厚く支援することができるのではないかと。それから、学芸員がやろうと思っているような日頃の学術的な研究の成果を発揮できる機会にもなるのではないかと、というようなお話が今出てきたと思います。国として御支援してくださるという意味の1つとして、やはり数字を引き下げればかなり経済的に楽になりますし、その派生物として、今申し上げたような質の問題、それから、ある意味で学芸員の教育機会というか、

海外展をなかなかできなかったような人が海外の展覧会の経験を持つようになるという、やはり非常に幅広い成果が見込めるというふうに今の御議論で思いますので、その位置付けを何らかの形で言語化していただければと思います。

数値で押してくる財務省に対しては、やはり文化的効果というものがいかに広く、深く残っていくかという形の説得を是非続けていただきたいと今伺っていて思いました。

早川課長： 今日、いろいろ御議論いただきました。先ほど私が、現時点で何か具体的に、定量的に見通しを示すのは難しいと申し上げたのは、飽くまで現時点でということです。これは手続としては、今日いろいろと有益な御意見、心強い御意見も頂きましたのでそれを踏まえて文章化し、次回、委員の先生方に御提案して、また御議論いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

箱守委員： 質問なのですが、今は法律の附則に3年見直しと書いてあるので見直しをできているという理解なのですが、例えば3年を経過して見直していなかったときに、どういう扱いになるのか。要するに、3年のときには50億円でいいと言ったからもう見直さないという話になってしまうのか、先ほど村上委員が少し心配しておられた今後の見込みということで言うと、例えば、あと何年後かに見直すということを宣言して、そこを変えてくれ、ないしは財務省にそういう含みがあるということを確認してもらった上でやるという、そういう戦略はないのでしょうか。

早川課長： それは本部会で御議論いただいて、例えば再び3年後に向けて見直しを行うとかいう記述を入れていただければ、部会としての報告書というのは大変重いものでございますので、私ども、それを最大限尊重させていただいて、それを武器として検討可能ですので、是非御議論いただければと考えております。

雪山委員： 私は、この委員をこの制度ができたときからずっとやっておりますけれども、最初からこの問題は出ていて、一貫して指摘されているわけです。だから、本当だったらもっと早く何か策を練るべきだったのではないかと思います。今この問題が明るみに出たのではなく、3年前から実は明るみに出ています。

いろいろ知恵を絞ったけれども、これという解決方法の案が出なかったことは事実ですけどね。

馬淵部会長： でも、実際に運用してみてもいろいろな御意見と、運用する前に皆さんが想定した意見というのはまた違うものだと思います。ですから、制度を使いやすくし、より多く申請を獲得するための一つの手立ては、50億円という数字であることは間違いないということは皆さん認識されていると思うのですが、それを動かすのが非常に難しいということであれば、次の手立てとして、手続の

簡易化とか、実際に申請したいと思う美術館・博物館に対する手厚いサポートとか、いろいろなやり方で、3年間で16件という適用件数を、次の3年間に倍ぐらいになるようにするにはどうしたらいいかということも課題としては残ると思うのです。

やはり人手がない中で、こういう手続をしなければならない美術館の立場としては、非常に苦しいだろうと思うんです。1回申請したところに関しては、多少はノウハウが蓄積されていくと思うのですが、それをどういう形で簡略化できるのか。例えばチャート式に、これをまずやって、その次にこれをやるといつの間にか書類ができるというふうなまい方法とか、あるいは、専門官のような方が手取り足取り教えてくださるとか、いろいろな手立てがあると思うんです。やはり私は次の問題は手続上の問題ではないかと思うので、経験のない美術館・博物館にどれだけ手を貸してあげられるかという方策を、新しいシステムなり書類の簡略化なりということを是非やっていただきたいと思っています。

ほかに何か、次善の策としてこのようなやり方をしてはどうかという御意見があれば。

箱守委員： 1つ言っておきたいと思うのが、保険業界に対して、今までのような軽減率が少ない中で安心してっていると、次は大変なことになるという意味合いの警告を發するようなものにしたい。引き下げたい理由の1つである、今の50億円で5割、6割の保険料を取るという考え方をいつまでもとっていると、国家補償の下限が1億円になってしまうというような、下限が1億円になったときに、1,000億円の展覧会で保険料を1億円取ることはあり得ないだろうと思うので、そういうウォーニングを出せるようなものにしておきたい。そうしないと、余り軽減率が少ない中で、事務が大変だという議論にいつもつながってってしまうので、1つは、幾つか事例を見ていると、日本の保険会社より海外の保険ブローカーを使って、しかも幾つか競争させるとある程度保険料が安くなるという事例が最近あるので、そういう事例をいろいろな方にPRしていったらいいかなという方向に向けるかどうかですね。

白原委員： 今、箱守委員がおっしゃったPRということで申しますと、前回、この委員会に出席させていただいたときに、アメリカの全米博物館協会（AAM）年次総会で、NEAが開いた、美術館・博物館の担当者を集めたパネルがあったことを報告し、それがいかに分かりやすかったかということを上申したかと思えます。そこでは、委員会の手続の透明さや具体的な審査手順が説明され、問合せ先が大きく表示され、そして委員会担当者の顔が見えるものでした。またイベントの会場には、相談窓口も設けられていました。アメリカの制度が、審査基準を満たすか満たさないかは別として、身近な存在としてあるんだということを感じました。日本においても、もう少し分かりやすく、国内外に対してPRする機会を設けていただけたらいいのではないかと思います。

馬淵部会長：それでは、いろいろ有効な御意見が出てまいりましたので、本日頂いた御意見を踏まえて、事務局の方で報告書の素案をまとめていただきたいと思います。

(2) 審査等

- ・ 「ルーヴル美術館展 日常を描く一風俗画にみるヨーロッパ絵画の真髄」に関して、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第3条第1項の規定に基づく補償契約を締結することについて、箱守専門調査会長より、平成26年11月12日に開催した美術品補償制度部会専門調査会（第3回）における調査の報告を行った。審議の結果、本展覧会の主催者と補償契約を締結することは適当である旨の答申がなされた。

(3) その他

- ・ ボストン美術館との美術品補償制度に係る意見交換会について、事務局から概要の報告を行った。
- ・ 美術品補償制度を適用した展覧会「印象派を超えて一点描の画家たち ゴッホ、スーラからモンドリアンまで」及び特別展「上海博物館 中国絵画の至宝」の実施報告書について、事務局から報告を行った。